

昭和四十六年法律第百十二号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

**第一条** この法律は、農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農地の集團化その他農業構造の改善（以下「農業構造の改善」という。）を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。

第二條

第二条 この法律において「農林地帯」とは、沙に接する町村の区域（大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並てはその人口が政令で定める夫並びにである市町村の区域のうち政令で定めるもの）を除く。」をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域又は同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の全部又は一部がその区域内にある市町村

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの

三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの

（基本方針）

第三条 主務大臣は、農村地域への産業の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

二 一 農村地域への産業の導入の目標 農村地域に導入される産業への農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の就業の目標

三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する  
前二号の目標を達成するに必要な事業の実施に関する事項

五 四 前二号の目標を達成するためには必要な事業の実施その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した

**第四条** 都道府県は、当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

基本計画においては、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。

## 二 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への商業の導入と相まって併進すべき農業構造の改善に関する目標

以下同じ。)との利用の調整に関する方針基本計画においては、前項各号に掲げる事

一 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

三二  
労働力の需給の調整及び農業従事者の農耕地塊に導入される商業への就業の円滑化に関する事項  
農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四 その他必要な事項  
基本計画は、基本方針に即するどとも、国土形成計画、首都圈整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域持続

的發展計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬ。但し前項によれば、三百二十条第一項第一号の「区域」は、三百三十条第一項第一号の「区域」を指すものとすべきである。

主務大臣は協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において主務大臣は当該同意をしようとするときは関係行政機関の長に協議するものとする。

都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、二

**第五条** 市町村は、農村地域内の一帯の地区を定め、当該地区への産業の導入に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。

実施計画においては次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 産業を導入すべき地区（以下「産業導入地区」という。）の区域  
二 導入すべき産業の業種及びその規模



(農地法等による処分についての配慮)

**第十三条** 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該実施計画で定める農村地域への産業の導入が促進されるよう配慮するものとする。

（都道府県又は市町村の審議会）

**第十四条** 基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、審議会を置くことができる。

2 実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要な事項を調査審議させるため、市町村は、条例で、審議会を置くことができる。

3 前二項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に置かれる審議会の組織及び運営に関する事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

**第十五条** この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とする。

**附則** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和四八年七月三日法律第四四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** （昭和四八年一〇月一一日法律第一〇八号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** （昭和五五年七月五日法律第八七号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和五五年三月三一日法律第一九号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** （昭和六一年六月一〇日法律第八一號）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** （昭和六一年六月一〇日法律第一〇九号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** （昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和二年三月三一日法律第一五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和二年三月三一日法律第一五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （平成九年六月一〇日法律第一〇二号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （平成二年三月三一日法律第一五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** （平成九年法律第一百一号）抄

**第一条** この法律は、金融監督官設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。

**附則** （大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸資金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(平成九年一月一日法律第二四二号)抄  
則附(平成九年一月一日法律第二四二号)

第一条 この

附圖(牙周一〇年一六日法律第一三一號) 打

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行する。

一〇二

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公止又引の准用に関する法律、農業協同組合法、正券又引法、員告保任料率算出団本に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、沿主目五

公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、

行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制対象に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、

する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特

例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「日銀保付支賃言託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がしきり免

る特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金

融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等易司且合会、易司且合ニテハ会員共事会ニ開一う云き、販自互ノ易司且合云、也ア既云、正矣モ言ヒテ正矣モ言云ハ開一う云き、貿易言ム行云、貿易言ヒテヨ、ヨ、魚を出云

協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、

農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵當証券業の規制等に関する法律、金融先

物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀

行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の國の機関に対してしてされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の國の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の國の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の國の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の國の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

**第三条** この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（農村地域工業等導入促進法の一一部改正に伴う経過措置）

**第九十五条** 施行日前に第二百九十条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法（以下この条において「旧農村地域工業等導入促進法」という。）第四条第四項の規定による協議が調った基本計画は、第二百九十条の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法（以下この条において「新農村地域工業等導入促進法」という。）第四条第四項の規定による同意を得た基本計画とみなす。

2 施行日前に旧農村地域工業等導入促進法第五条第八項の規定による協議が調った実施計画は、新農村地域工業等導入促進法第五条第八項の規定による同意を得た実施計画とみなす。

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（不服申立てに関する経過措置）

**第一百六十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**第一百六十三条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについて、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(ただし、次の各号に定める日から施行する。)

第一条 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

第二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則 (平成一二年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成一三年四月一五日法律第三五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成一三年六月二九日法律第九三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

第一条 (農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う経過措置) 附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) 前条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法第十三条第一項の規定によつてした認可は、新法第五十四条第三項の規定によつてした認可とみなす。

第一条 前条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法第十三条第一項の規定によつてした認可は、新法第五十四条第三項の規定によつてした認可とみなす。

第一条 附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日) 平成十七年一月一日

イ 略

ロ 第七条中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)、同法第三十四条の三第二項第四号の改正規定、同法第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十七第一項の改正規定及び同法第四十五条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)並びに附則第二十五条第五項、第三十四条、第四十条第八項、第四十九条第八項及び第七十一条の規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月三〇日法律第三号) 抄

(施行期日) 平成一二年三月一七日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二十九年六月二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法(以下この条において「旧法」という。)の規定により定められ、又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画(市町村が定め、又は変更したものに限る。)については、それぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定により定められ、又は変更された新法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみなす。

(政令への委任)

**第三条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成三十一年七月六日法律第七一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二条の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定(「(平成十年法律第四十六号)」の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日

**附 則** (令和三年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年五月一〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日  
(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。